

「クリーンエネルギー分野における革新的技術の国際共同研究開発事業」

公募説明会 Q&A

Q1: Expression of Interest (EOI)の海外側の予算の欄にはどういった額を記載すればよいのか？

A1: 本事業ではNEDOの支援は日本側のみになりますが、共同研究全体の規模を掴むため、本研究開発に係る海外側の予算額を概算で結構ですので、記載をお願いします。

Q2: 海外機関は本プロジェクトへの参画によってどのような制約を受けるのか？

A2: NEDO業務委託契約約款の第5章第3節に、日本版バイドール制度に則った知的財産権に関する条項があります。これにより、知財やその成果の取扱については、NEDOと委託先との委託契約締結前に、委託先と海外相手側の間で文書による合意を得ていただく必要があります。

Q3: 【課題－4】について、「輸送・貯蔵、利用に渡り総合的に低コストなサプライチェーンを構成する」という目的が書いてあるが、目的生産物としての水素の製造だけでなく、副生水素の利用まで範囲を広げて解釈してもよいのか。

A3: 副生水素の利活用によってCO2の削減や省エネ効果に繋がるということが説明できれば、【課題－4】に当てはまることとなります。

Q4: 「国際共同」ということだが(委託先が実施する)日本国内での研究に予算を使っても構わないか、また海外に行って研究する際の費用に使えるか。

A4: 本事業では研究の実施場所は限定しておらず、役割分担に応じて、日本国内での研究に予算を使うことは可能です。また、海外連携先との共同研究契約書等及び実施計画書の中で日本側／海外側の役割分担が整理されている場合、日本の研究員が海外相手側に行って研究設備等を使うことも可能です。

Q5: 技術流出について採点の項目に入っているが、相手先から第三者への流出を想定しているのか、連携相手にもコアな情報を出さない体制を作ることを差しているのか。

A5: 両方を想定しています。第三者への漏えい防止のための管理体制が共同研究契約書等において構築されていることを確認し、相手側への情報開示範囲も適切に合意の上事業を開始していただくことが必要となります。

Q6: 共同研究契約書等の内容について、チェックリストを用いて確認を行うということだが、このチェックリストは事前に調整の段階で確認できるのか。

A6: 採択後、共同研究契約書等の調整が始まる段階でNEDOからチェックリストを提供しますので、それをもって確認をお願いします。

Q7: EOIについて海外研究機関が複数の場合、代表機関のみのサインでよいということだが、共同研究契約書等をそれぞれの機関と2者間で締結する場合は契約毎に各機関の署名が要るのか。

A7: 共同研究契約書等を2者間で締結する場合はそれぞれの機関の代表者のサインが必要となります。なお、EOIへのサインは研究責任者等でも可能です。

Q8: 海外との共同研究について、既に契約書を締結している案件がある。チェックリストにあっていなければ結び直しもあるかと思うが、チェックリストを事前に見せてもらい、現行の共同研究契約で提案できるか確認することは可能か。

A8: 基本的には、本事業の研究内容について(公募説明会資料の p.8 に示す)①から⑤の内容が共同研究契約書等に含まれていれば結構です。文書の形態は問いませんが、既存の包括的なMOU等では個別案件にかかる内容まで記載されていないと思われることから、一部を改訂する等の工夫は必要になると考えております。